



ラッセルスポーツクラブ会員規約

第一条 【名 称】

当スポーツクラブは、『ラッセルスポーツクラブ』と称する。

第二条 【所 在 地】

ラッセルスポーツクラブは、千葉県流山市平和台3丁目2番12号フジハイツ103号室を本部事務所の所在地とする。

第三条 【目 的】

ラッセルスポーツクラブは、様々なスポーツを通じて各競技の正しい理解を深め、会員の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第四条 【入 会 資 格】

ラッセルスポーツクラブに入会を希望する者は、所定の入会手続きに従い当クラブに申し込むものとする。

1. スポーツ活動を行うに適した健康状態の者であること。
2. 親権者の入会許諾及び当クラブ会員規約を親権者が承諾した者であること。

第五条 【入 会 手 続 き】

ラッセルスポーツクラブに入会を希望する者は、所定の入会手続きに従い、当クラブ事務局に申し込むものとする

第六条 【会 員 会 費】

ラッセルスポーツクラブの会員会費とは次のものとする。

1. 入会金（当クラブ入会時に納入し、会員資格喪失まで有効とし、退会時には返還しないものとする。）
2. 年会費（施設費ほか）
3. 保険代金（スポーツ傷害保険に加入）
4. 月謝（定期指導料は、毎月5日に当月分を銀行口座引き落としとする。）
 - ①各月の途中入会者は、練習が残り半分の場合に限り、入会月の月謝割引を受けることが出来る。
 - ②週1練習の会員の場合・・・・・・2,000円割引
 - ③週2練習の会員の場合・・・・・・3,500円割引（選手コースも含む）
 - ④週3練習の会員の場合・・・・・・4,500円割引
 - ⑤10ヶ月以上の月謝を一括前納の会員へは、一括割引として2,000円を割り引くものとする。
 - ⑥兄弟入会割引として、同時に在籍の場合は二人目の入会金は半額、三人目以降の入会金は不要とする。
 - ⑦三人以上の兄弟が入会する場合は三人目の月謝を2,000円の割引とする。（その際、一人が退会した時点でこの兄弟割引も終了するものとする。）

上記の会費は、事前に文書（下記の各種届け）による手続き以外の延滞は認めず、完納の義務を負うものとする。また、残高不足により口座引き落としが出来なかった場合は、当クラブへ速やかに支払うものとし、その際の手数料は会員負担とする。

5.ラッセルスポーツクラブは運営上必要と判断した場合または社会・経済情勢等の変動に応じて諸会費・諸料金の金額を変更することが出来、当クラブが定めた方法により告知するものとする。

6.社会情勢（災害又は疫病のまん延など）により活動継続が中長期にわたり困難な場合、会員資格継続費として1,000円/月を負担することとする。

第七条 【休 会・退 会・継 続 手 続 き】

ラッセルスポーツクラブを休会及び退会、クラス変更を希望する者は、指定の用紙を前月の20日までに提出すること。

（各担当者へ手渡し及びファクシミリ送付）期限内に各届けを提出した者に限り、休会及び退会、クラス変更が承諾されるものとする。例）6月変更（休会・退会・変更）の場合は5月20日までに提出する。

1. 休会割引（休会会員は1ヶ月単位で、月謝の割引を受けることが出来る。）
 - 週1練習の会員の場合・・・・・・2,000円割引
 - 週2練習の会員の場合・・・・・・3,500円割引（選手コースも含む）
 - 週3練習の会員の場合・・・・・・4,500円割引
2. 一時退会特典（3ヶ月以上1年末満の一時退会の場合は、再入会時の入会金免除とする。）
- 3.継続手続きは、毎年2月頃に配布される別紙に従い、届けを提出する。

第八条 【各 届 け の 提 出 期 限】

ラッセルスポーツクラブを休会及び退会する者は、下記の期限内に届け出をしなければならない。

1. 休会届は、休会する前月の20日までに提出するものとする。
 2. 退会届は、退会する月の20日までに提出するものとする。
- 上記の各届け出が遅れた場合、または届け出を行わない場合は、練習参加の如何にかかわらず通常の月謝を期限内に納めなければならない。

第九条 【事 故 責 任 及 び 災 害】

1. 練習中及び試合中に不可抗力による負傷などをした場合は、ラッセルスポーツクラブで加入している団体スポーツ損害保険を適用し、その保険の適用範囲内において保証を受けるものとする。
また、その場合の会員の負傷などについて、当クラブ及び指導者は、その責任を一切負わないものとする。
2. ラッセルスポーツクラブの自動車送迎を利用するものは、その送迎中の事故による負傷などについて当クラブ加入の損害保険の適用範囲内において補償を受けるものとする。
また、その場合当クラブ及び運転手は賠償責任を一切負わないものとする。
3. ラッセルスポーツクラブの練習中及び試合における会員の所持品（ボール、スパイク等）の管理については、基本的に会員の自己管理責任とし、それらの紛失については当クラブ及び指導者は一切責任を負わないものとする。
4. 台風、大雪などの気候条件により、危険が予想される場合は臨時の休日とし、その際の振替は基本的に行わないものとする。（年36回を下回る場合がある）

第十条 【活 動 日・休 業 日】

1. 当クラブの活動日は年間36回（選手コースは除く）とし、月毎に定めるスケジュールに従い活動に参加するものとする。
2. クラブは、別に定めるスケジュールに従い定休及び季節休業を休業日とする（年度カレンダー参照）。
3. 当クラブの活動は、利用施設や指導員のスケジュール等の事情により、通常とは異なる曜日や時間帯に活動する場合がある。
4. 第九条4項に定める通り天災等による休業で年間36回を下回る場合がある。

5.8月は暑熱対策とし活動を行わないこととする。年度カレンダーの中から8月分として3回開催する。なお、月謝は通常通り引き落としとなる。休会・退会・変更の手続きは行わないこととする。

第十一条 【肖 像 権 等】

1. 会員及び会員保護者は、当クラブ活動中にクラブ又はクラブの委託を受けた者が、会員又は会員保護者の全身及び身体の一部や声を撮影・録音した写真・動画データ（以下、肖像権等対象データ）について以下の事項に同意するものとする。
 - ①クラブは、クラブが提供する活動の報告及び印刷物の配布・掲示・ウェブサイトへの掲載、その他の方法による広報活動の目的に限り、肖像権等対象データを無償で利用出来る。
 - ②肖像権等対象データを利用する際に利用目的の達成に必要な程度の範囲で創作、変形、合成等を加えることがある。
 - ③会員又は会員保護者が肖像権等対象データの利用停止を申し出た場合、協議の上肖像権等データの一部の利用を停止することがある。但し、掲載後の削除の申し出には応じられない場合がある。

第十二条 【入 会 の 条 件】

入会資格を備え、本会員規約に同意する者。

第十三条 【信 義 則】

入会者は、本会員規約を順守しクラブと互いに理解尊重し円滑なクラブ運営に誠意をもって協力しあわなければならない。

第十四条 【規 定 外 事 項】

本会員規約に定めていない事項が発生した場合は、その都度協議するものとし、当クラブの裁量で追加・削除・修正等の変更をすることが出来るものとする。

第十五条 【管 轄 裁 判 所】

本会員規約に基づき、万一紛争が生じた場合の管轄裁判所は、当クラブの所在地管轄と定める。